

SNS 利用にあたって知ってもらいたい5つのこと

Facebook や Twitter、LINE、mixi などの SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）はスマートフォン、タブレット端末の普及などインターネット環境の拡がりにより、とても身近な存在となっています。

SNS は必要な時に多くの人から情報を収集でき、同時に多くの人に手早く情報を発信できるなどコミュニケーションツールとして、大変便利なものです。また、同じような趣味や共通項を持った人たちと交流の輪を広げることで、自らの興味、関心を更に広げ深めていくことができます。

近年では就職活動を進めるうえでも欠かせないツールとなっており、希望する企業や業界についての情報収集・交換だけではなく、採用説明会のエントリーや面接連絡に活用されるなど「学生」と「企業」の橋渡し役を担っているケースも増えています。このように SNS は適切な利用を心掛ければ非常に有意義且つ楽しいツールとなります。

以上の背景から、この度、本学で学ぶ学生のみなさん向けに SNS 利用に関わってのルールを作成しました。このルール作成にあたっては、SNS の利用についての学生アンケートを実施し、その結果から、みなさんが利用に関わって誤解しやすい内容についてのケーススタディも紹介しています。

以下の【I. SNS 利用にあたって知ってもらいたい5つのこと】に記載されている5つのことを守らないと、自分だけでなく他人にも被害がおよぶこととなります。また、SNS 上（特に Twitter など）での発言は、ツールの設定次第では、仲間内だけでの会話と思っけていても、全世界の人に対して発信してしまうこともあります。また、きちんと閲覧の制限設定をしても、閲覧制限に設定されている人が、多くの人が見られる SNS 等に情報を掲載してしまうことも可能性としてはあります。

このように SNS の利用にあたって、あらかじめ、その特性を理解しておく必要があります。このルールをよく読み、理解した上で、SNS を有効に利用しましょう。

※SNS とは…

インターネット上でのコミュニケーションツール。その多くは、友人同士や、その友人を介して新しい友人とコミュニケーションすることを目的とするサービスである。文字での情報発信だけでなく、動画や音声なども利用可能。最近では、スマートフォンの普及により、いつでも手軽に情報を発信・受信できるツールとして、利用者が増えている。代表的な SNS として、Facebook や Twitter、LINE、mixi、GREE、プロフなどが挙げられる。

【I. SNS 利用にあたって知ってもらいたい5つのこと】

1. SNS 上の情報は、必ずしも正しいものばかりではない。
2. SNS 上においても、社会的ルールを守らなければならない。
3. SNS 上の情報は、世界中に広まるものである。
4. SNS では、匿名であったとしても、責任が伴う発言として取り扱われる。
5. SNS での不用意な発言は、家族や友人にまで被害がおよぶことがある。

【Ⅱ. ケーススタディ（具体的な事例）】

<SNS の情報を「見る・読む」時の注意事項>

1. SNS 上の情報は、必ずしも正しいものばかりではない。

<ケーススタディ 1>

「友人の mixi に、『大きな手術をするのに費用が足りなくて困っている人がいるから、寄付をして助けてあげて欲しい』という書き込みがありました。わたしも、助けてあげたいと思って、Facebook に掲載して、友人に呼びかけました。ところが、この情報はデマで、私の情報を信じて、寄付をしてしまった友人がいました。残念ながら、寄付したお金は戻ってこず、その友人との友情にひびが入る結果となりました・・・」

□SNS 上に掲載されている情報は正しいものばかりではありません。

・SNS 上には、残念ながら、デマや不確かな情報が多く掲載されています。掲載されている内容がおかしいと思った場合は、その情報に関わる組織や機関に確認することが重要です。不確かな情報をあなた自身がまきちらすことがないように注意してください。友人からの情報といっても、その友人が確かな情報源から入手したとは限りません。ネット上で得た情報を鵜呑みにすることの無いように注意しましょう。

デマ情報の被害者であった自分が、加害者にならないようにしましょう。

<SNS に情報を「書き込む」時の注意事項>

2. SNS 上においても、社会的ルールを守らなければならない。

<ケーススタディ 2>

「アルバムを整理していたら、高校時代の友人との写真を見つけました。懐かしくなって、Facebook に掲載しました。友達の名前を掲載した訳ではないので、特に了解をもらうことはしませんでした。すると、その友達から、勝手に顔写真を掲載したと怒られました。名前を出していないからいいと思うんだけど・・・」。

□他の人の写真や情報を無断で掲載することで、トラブルになることがあります。

・ネット上に写真を掲載する場合は、事前に友人の了解をもらうべきです。自分の顔を SNS 上で公開したくない人も、たくさんいます。SNS では前後の発言内容や、SNS 上での友人のつながりから、写真の人物の名前を推定することは簡単にできてしまいます。このため、直接名前を掲載しなくても、友人の意図しないところで、顔と名前をインターネット上に掲載したことになってしまいます。法的にもこの行為は、友人のプライバシー権を侵害することにもなります。写真や名前だけでなく、その他の個人情報についても、不用意に掲載することは絶対にやめましょう。

～写真を掲載する場合の注意事項～

スマートフォンで写真を撮った場合、写真に位置情報が記録されることがあります。その写真を SNS に掲載したために、自宅を特定され事件になるケースが報告されています。写真の掲載には十分注意しましょう。

3. SNS 上の情報は、世界中に広まるものである。

<ケーススタディ 3>

「最近、ニュースで話題になっている事件について、Facebook に意見を書き込みました。ちょっと過激な意見だったけど、後で消せばいいやと思い投稿しました。翌日、考え直して、その発言を削除しました。が、数日後、他の Web ページの掲示板に、私が削除したはずの発言が掲載されていました…。しかも、他の掲示板では、私の Facebook の顔写真も一緒に掲載されていることがわかりました。今では、私の名前を検索すると、この発言のページが、検索サイトの一番上に表示されてしまいます…。」

□SNS 上に一度、発信した内容は削除することができません。

・後で削除できるし、気軽に SNS に投稿してもかまわないと思っていませんか。一度、インターネット上に掲載してしまった内容を、削除・修正することはほぼ不可能です。インターネットの世界では、大小様々なコンピュータが網の目のようにつながっています。あなたの発信した内容がその瞬間削除されたかのように見えているかもしれませんが、世界のどこかのコンピュータに記録されている可能性があります。その記録されているコンピュータを特定し、発信した内容を完全に削除することは不可能です。

その掲載内容・発言は、一生残ってもいい内容ですか？十分に考えてから投稿しましょう。

※投稿の内容を訂正したい場合は、投稿先の掲示板等にて誠実な気持ちで謝罪もしくは訂正の投稿をしましょう。この訂正についても不誠実な内容である場合は、さらに批判が殺到し、事態を悪化させる可能性があります。十分注意しましょう。

4. SNS では、匿名であったとしても、責任が伴う発言として取り扱われる。

<ケーススタディ 4>

「今日、友達とケンカをしてしまいました。むしゃくしゃするし、その友達の悪口を Twitter に書き込みました。私の名前はもちろん、友達の名前もイニシャルにしたはずなのに、その友達から、学校のパソコンから Twitter に悪口を書き込んだと、ばれてしまいました…。」

□誹謗中傷は人権侵害につながります。

・SNS 上で他人の人格・性格を否定したり、容姿に対する発言をするなど誹謗中傷することは人権侵害に発展する可能性があります。これは名誉毀損罪や侮辱罪など不法行為に該当しますので、一時の感情にまかせて、悪口などを書き込むことは絶対にしないでください。

□匿名であっても、個人を特定されてしまいます。

・SNS での前後の発言内容や過去の投稿内容など、様々な投稿情報を組み合わせることで個人を特定することが可能です。また、発信先の情報については、コンピュータの IP アドレスという情報から、どこの組織（例えば、大学や会社など）のパソコン、プロバイダから発信されたかを特定することができます。

ある程度インターネットに関する技術を持つ人は、このような複数の情報から個人を特定することが可能です。ましてや、犯罪に関わる内容であれば、警察の捜査で、個人を特定することができることは言うまでもありません。

SNS の中では匿名であっても、現実社会とのつながりと何ら変わらず、その発言は常に不特定多数の人が見えています。したがって、犯罪に関わる内容や無責任な発言をすると、場合によってはその犯罪の被疑者として嫌疑をかけられたり、逆にその犯罪に巻き込まれる可能性がありますので、不用意な発言や常識を逸した発言は絶対にやめましょう。

※IP アドレスとは---

ネットワークにつながっている通信機器にデータを送るため、個々の通信機器に割り振られた識別番号のこと。ネットワーク上に存在する住所のようなもの。この情報をたどる事で、個人や情報の発信場所を特定することができる。

5. SNS での不用意な発言は、家族や友人にまで被害がおよぶことがある。

<ケーススタディ 5>

「反社会的な発言を Twitter で発言してしまいました。もちろん匿名での発言でしたが、なぜか私の本名がばれてしまいました。その情報が、他の SNS に掲載され、本名どころか住所や電話番号まで掲載されてしまいました。さらに、他の投稿者から、次々と家族の名前や会社・学校まで実名で掲載されはじめました・・・。家族にまで、被害がおよぶとは思いませんでした・・・。」

□ ネットで個人情報が公開されてしまった場合、面白半分にあなた個人の情報だけでなく、家族や友人の情報まで、ネット上に公開されてしまう場合があります。

・ ケーススタディ 4 にもあるとおり、SNS 上での過去の投稿記録や、友人のつながりの情報から、あなたの情報を特定することが可能です。そして、あなたの情報だけでなく、家族や友人の情報までも、ネット上に公開されてしまうという事例が多く報告されています。

ネットを利用する人の中には、このような個人情報の特定を、面白半分に、悪意に情報を公開しようとする人たちも残念ながら存在します。個人情報をネット上に公開されてしまったがために、根拠のない噂をネットに掲載されるなど誹謗中傷の被害を受けるケースもあります。あなたの周りの人に悲しい思いをさせないためにも不用意な発言は絶対にやめましょう。

【Ⅲ. ネット上での「実名」の登録・情報発信についてのリスク】

SNS のサービスの中には、実名での登録を薦められているものがあります。しかし、ネット上で、実名で登録・情報発信することのリスクを知っていますか。

以下のリスクを十分に理解し、不必要に実名登録、実名での情報発信をしないで下さい。どうしても実名登録が必要な場合は、公開範囲を適切に設定しましょう。

① 自分の個人情報の流出、個人情報を暴露されるリスク

→ 上記のケーススタディにあるとおり、匿名で発信した内容も、他の「実名登録の SNS」との関連性を見つけて、個人情報を特定され暴露されるケースがあります。

②誹謗中傷を受けるリスク

→不用意な発言をした場合、実名であれば、自身だけでなく家族まで特定され、誹謗中傷されるケースがあります。

③自分になりすまして、悪事に巻き込まれるリスク

→自分になりすまして、悪意のある発言をしたり、犯罪予告などに悪用されたりするケースがあります。

【Ⅳ. トラブルに巻き込まれてしまった場合】

ネット上でトラブルに巻き込まれてしまい自分で解決できないと感じた場合は、速やかに以下の窓口にご相談してください。最初の対応を間違ってしまった場合、被害を大きくしてしまうこともあります。

やみくもに対応してしまう前に、ぜひ相談窓口を利用してください。

<立命館大学での相談窓口>

学生オフィス（衣笠） 075-465-8168

学生オフィス（BKC） 077-561-3917

学生オフィス（OIC） 072-665-2130

<各行政機関の相談窓口>

～消費行動（ネットショッピングなど）に関わるトラブル～

- ・国民生活センターもしくは、最寄の自治体の消費生活センター
（消費者ホットライン（0570-064-370）※最寄の相談窓口の紹介）

～犯罪などに関わるトラブル～

- ・最寄の警察署のサイバー犯罪対策課・生活安全課

（京都府の場合：京都府警察本部 サイバー犯罪対策課 TEL075-451-9111）

（滋賀県の場合：滋賀県警察本部 生活安全課（サイバー犯罪対策室） TEL077-522-1231）

（大阪府の場合：大阪府警察本部 サイバー犯罪対策推進本部 TEL06-6941-0030（#9110））

※警察庁インターネット安全・安心相談 HP: <http://www.npa.go.jp/cybersafety/index.html>

以上